令和８年度任用 琴浦町会計年度任用職員
（事務補助（月額））
募集要領

１　募集期間　　令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月９日（月）

２　募集職種・業務内容・応募資格・勤務時間・勤務場所・報酬等
　別紙「令和８年度任用　琴浦町会計年度任用職員（事務補助）募集職種一覧（以下「募集職種一覧」とする。）」のとおり。

３　任用期間
　任用の日から令和９年３月３１日まで
　※ 従事する業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがありますが、上記採用の場合、最長で令和１１年３月３１日までとなり、その後も業務が継続される場合は、再度試験を実施します。

４　応募条件（応募条件の詳細は別紙「募集職種一覧」のとおりです。）
（１）年齢、性別不問
（２）地方公務員法第１６条（欠格条項）に該当する者は応募できません。
　・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
　・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

５　選考方法　　書類及び面接による選考を行います。面接試験（口述試験）の日時・会場等については、応募された方に個別に連絡します。

６　申込方法
　別添応募用紙に必要事項を記入の上、市販の履歴書（顔写真貼付）を添付し、下記のいずれかの方法で提出してください。

　〇琴浦町役場本庁舎 総務課 行政総務室 又は 分庁総合窓口係に持参
　　（受付時間：平日午前８時３０分～午後５時１５分）
　〇裏面の問合せ先に郵送（１１月９日（月）必着）

（履歴書には写真を貼付いただくとともに、「学歴･職歴」「免許･資格」「志望の動機」の欄へは必ず記入してください。）

７　服　　務　　一般職の地方公務員となります。地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。（詳細裏面）

８　社会保険等　　勤務時間数、給料・報酬額等に応じて加入制度が異なります。
（制度要件・概要参考一覧）

制　　度	適用要件等
(1)健康保険	① フルタイムで勤務期間 12 ヶ月超え：鳥取県市町村職員共済組合(一般組合員) ② ①以外で次の AB いずれかの場合：鳥取県市町村職員共済組合(短期組合員) A：勤務時間が常勤職員の4分の3を超える者 B：A 以外で下記の4点を満たす者 ・週の労働時間 20 時間以上　・賃金月額 8.8 万円以上 ・雇用期間 2ヶ月以上見込　・学生でないこと
(2)年金	「(1)健康保険」欄の ①該当者：鳥取県市町村職員共済組合厚生年金 ②該当者：厚生年金保険の対象 (①・②ともに加入は原則 70 歳まで)
(3)雇用保険	所定労働時間週 20 時間以上、31 日以上継続雇用見込の場合は対象
(4)公務災害補償	A 地方公務員災害補償基金による補償（フルタイムで「(1)健康保険」欄の①該当者） B 労働者災害補償保険法等による補償（水道、交通等） C 非常勤職員の公務災害補償に関する条例による補償対象（A・B 以外）
(5)健康診断	鳥取県市町村共済組合加入者：　健康診断及びストレスチェックの対象

※上記は各制度の基本的要件等を示したものです。（上記以外の制度が適用になる場合もあります）

9　休暇制度　　年次有給休暇（勤務日数等に応じて付与）、特別休暇（子の看護休暇等。取得要件あり）、病気休暇（勤務日数等に応じて付与）等があります。

10　その他

・受験資格が無い、書類に虚偽が認められた等の場合、合格を取り消すことがあります。
・試験において提出された書類は返却しません。個人情報は町が適正に管理します。

【問合せ】〒689－2392　東伯郡琴浦町大字徳万 591-2
琴浦町役場　総務課　行政総務室　電話 0858－52－2111

会計年度任用職員について

「会計年度任用職員」とは、地方公務員法などの法律改正により、令和２年度から始まった非常勤職員制度の職名です。会計年度任用職員は、

①フルタイム会計年度任用職員　　一週間当たり勤務時間が常勤(正規)職員と同じ〔給料、各種手当(通勤、期末・勤勉、退職等）、旅費等が支給〕

②パートタイム会計年度任用職員　一週間当たり勤務時間が常勤(正規)職員より短い〔報酬、期末・勤勉手当、費用弁償(通勤手当・旅費相当)が支給〕

に分類されます。

給料・報酬等の計算基準が正規職員と同様の基準で整備されるとともに、期末・勤勉手当の支給が可能となっています。（支給要件あり。勤勉手当は令和６年度から支給開始）

同時に、町職員として懲戒処分の対象になるほか、地方公務員法の服務規程（服務の根本基準、服務宣誓、法令・上司命令従属義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為制限、争議行為禁止、営利企業従事制限(営利企業従事制限はパートタイムは対象外。)）が正規職員と同様に適用となります。